

## しまね県大政経塾 規約

(名称)

第1条 本団体は、しまね県大政経塾と称する。

(所在地)

第2条 この団体を次の所在地に置く。

島根県浜田市野原町 2433-2 島根県立大学内

(構成員)

第3条 この団体の構成員は島根県立大学に在籍する生徒をもって構成する。

(目的)

第4条 本団体は、日本や先進諸国家の政治や経済について調査・研究をし、調査や研究の成果を広く社会に還元して社会的啓蒙活動を行うことを目的とする。

(会計)

第5条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。

なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第6条 会費を一人当たり年間2,500円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

但し年度途中に加入したものは入会後一ヶ月以内に支払うものとする。

(役員)

第7条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、学園祭後に開催する定期例会に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長 1名…本団体を代表し、部員をまとめることと外部との連携を図る。
- 2) 副部長 2名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 書記担当 1名… 定例会の際に活動内容の記録を行う。
- 4) 会計担当 1名…会計事務を処理する。

(決議)

第 8 条 本規約の定めのない事項については全部員の過半数により決する。

(改廃)

第 9 条 本規約は、全部員の過半数により改廃される。

(強制退会)

第 10 条 削除

(設立年月日)

第 11 条 本会の設立年月日は平成 25 年 10 月 20 日とする。

附 則 この規約は、令和 3 年 4 月 8 日から施行する。